

国民健康保険税率のお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした時に安心してお医者さんにかかるように、日ごろからお金を出し合いみんなで助け合う制度です。

お医者さんなどでかかった医療費は、加入する皆さんが一定割合を自己負担分としてお医者さんの窓口などで支払い、残りの費用を国保から支払っています。

被保険者の皆さんより納付いただいている国民健康保険税は、こうした医療費の支払いに必要な不可欠な財源となっています。国保の健全な運営のため、国民健康保険税の納付に、ご理解とご協力をお願いします。

● 平成28年度 国民健康保険税の税率

平成28年度の税率については、法令の改正により、課税限度額の見直しと国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の引き上げを行いました。

			平成27年度	平成28年度
医療 給付費分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	6.00/100	6.00/100
	資産割額	固定資産税額に乘ずる率	35.00/100	35.00/100
	均等割額	1人につき	24,000円	24,000円
	平等割額	1世帯につき	34,000円	34,000円
	課税限度額		520,000円	540,000円
後期高齢者 支援分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.27/100	2.27/100
	均等割額	1人につき	12,400円	12,400円
	課税限度額		170,000円	190,000円
介護 納付金分	所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	2.43/100	2.43/100
	均等割額	1人につき	17,400円	17,400円
	課税限度額		160,000円	160,000円

● 国民健康保険税の軽減制度

世帯主（国保未加入の世帯主を含む）と被保険者、特定同一世帯所属者^{（注1）}の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が減額（7割、5割、2割）されます。

ただし、低所得世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減の対象となりません。

（注1）特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度への移行により、国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。
ただし、継続して移行時と同じ世帯構成であることが条件です。

軽減割合	軽 減 基 準 額
7割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+26.5万円 ^{（注2）} ×（世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{（注1）} ）」以下の世帯
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+48万円 ^{（注3）} ×（世帯の被保険者数+特定同一世帯所属者数 ^{（注1）} ）」以下の世帯

（注2）26万円から26.5万円に引き上げ
（注3）47万円から48万円に引き上げ

【問 合 先】住民課 ☎388-1115